社会福祉法人つぐみ共生会役員報酬規程

(目的)

第1条

この規程は社会福祉法人つぐみ共生会定款第23条の規定により、役員の報酬について定める。

2. この規程に定めのない事項については、評議員会の議決を経てこれを定める。

(役員の定義)

第2条

この規程で役員とは、理事、監事を指す。

(役員報酬)

第3条

役員報酬は月の定額で定め、報酬の対象期間については月の初日から末日とし、当 月の25日に支払うものとする。

- 2. 役員報酬は、役員の職にあってその職務上、法人運営に専念することが必要である と理事会が認めたものにのみ支給するものとし、その額は個別に理事会の議決を経て 決定する。
- 3. 当法人の常勤職員の地位にある役員については、役員報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条

役員が法人運営上必要な会議または研修等に参加するためにかかる費用については、 これを弁償することができる。

2. 前項の弁償の額は、別に定める。

(付則)

第1条

理事長 吉原 満 に役員報酬を支給することとし、その額を月額6万円とする。 第2条

この規程は平成6年11月に遡り施行する。

平成14年 3月24日制定

附則

平成30年 5月 20日 一部改正

社会福祉法人つぐみ共生会 評議員報酬規程

(目的)

第1条

この規程は社会福祉法人つぐみ共生会定款第23条の規定により、評議員の報酬について定める。

2. この規程に定めのない事項については、評議員会の議決を経てこれを定める。

(評議員の報酬)

第2条

報酬は、定款第9条で定める金額の範囲内で、支給する事ができる。

(費用弁償)

第3条

評議員が、法人運営上必要な会議または研修等に参加するためにかかる費用については、これを弁償することができる。

2. 前項の弁償の額は、別に定める。

附則

この規程は、平成29年度に遡り施行する。

平成 30 年 5 月 20 日 制定